

法人会則変更点

第6条(入会金・会費等)

4. 会員の権利及び資格を譲渡、**または相続させる**ことはできません。

第13条(ビジターの取扱い)

本クラブの施設に余裕のある場合、本施設を**会員以外**に利用させることがあります。この場合ビジターは別に定める料金をお支払い頂きます。

第15条(施設の閉鎖)

本クラブは所定の休日以外に次の場合は一部閉鎖することができます。

1. 異常気象、災害等により開館が**困難**な場合。
2. 施設の改造、補修点検の為の施設利用が**困難**な場合。
3. その他施設の全部、又一部を利用することが**困難**な場合。

第18条(改定)

本会則の**改定**、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものと致します。

尚、本会則の改定、変更を行う時は改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び会社ホームページにて会員に告知するものとします。

第20条(附則)

本会則は平成31年3月1日より**改定**施行します。

赤字部分が改定・変更、もしくは追記されています。

法人細則変更点

第1条(入会金)

法人会員会則第6条における入会金は次の通りとし、現金支払いを原則とします。

第2条(月会費等)

月会費1口につき利用チケット10枚発行(有効期限なし)

(法人企業様の社員数により口数を別途見積もり)

第3条(施設利用範囲)

会員は各クラブの定める館内の利用規定に応じてクラブ施設をご利用になりますが、施設によって利用時間帯を制限する場合があります。

第5条(休館日)

当クラブの定休日は山城、藍住、脇町以上3クラブ施設は月曜日、田宮は木曜日となります。

第6条(営業時間)

*利用時間帯また、祝日営業時間は各クラブ施設により異なりますので別に定めます。

第10条(改定)

本細則の改定、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものと致します。なお、会社が本細則の改定及び変更を行う時は改定1か月以上前までにその内容をクラブ施設内への掲示、会社ホームページにて会員に告知するものとします。

第11条(附則)

本細則は平成31年3月1日より改正、施行します。

*赤字部分が改定・変更、もしくは追記されています。